序章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域の課題に対応した方針や諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。

本計画では、将来都市像、都市構造を明らかにし、土地利用、道路・公園等の都市施設の整備 方針等について全体構想、地域別構想を整理し、都市計画に関する基本的な方針を定めます。

都市計画法 第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

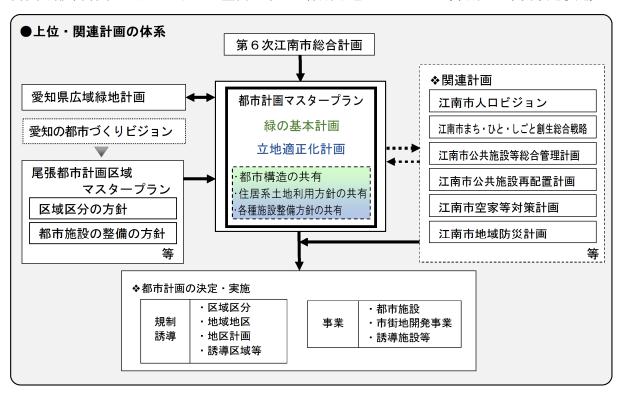
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下 この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、上位計画である第6次江南市総合計画や尾張都市計画区域マスタープランに即し、 関連計画との整合性に配慮して策定するもので、位置づけについて下記のとおり整理します。

江南市緑の基本計画(平成 23 年策定)についても、同じく目標年次を迎えており、都市計画 マスタープランの策定と連携して見直しを行い、あわせて策定しています。

また、人口減少や少子高齢化社会に対応した集約型都市構造の構築に向け、江南市立地適正化計画を都市計画マスタープランと整合しながら作成を進めています。(平成31年度策定予定)。



3 計画の目標年次

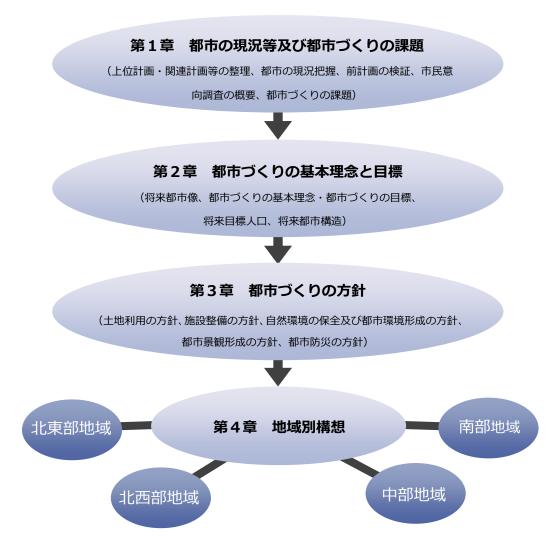
第6次江南市総合計画の計画期間は平成30年度~平成39年度となっています。 本計画の目標年次も、計画策定から概ね10年後の平成39年度とします。

4 計画の対象区域

計画対象区域は江南市全域とします。

5 計画の構成

都市計画マスタープランでは、都市の現況を把握して課題を整理し、都市づくりの基本理念と 目標を設定します。また、市全体に関する分野別の方針を設定するとともに、地域別の目標及び まちづくりの方針について整理を行います。



■都市計画マスタープランの構成